

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和4年6月17日	
静岡県知事 川勝 平太 殿	
提出者	
住 所 掛川市菖蒲ヶ池1番地の1	
氏 名 掛川市・袋井市病院企業団 企業長 宮地 正彦 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0537-21-5555	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	中東遠総合医療センター
事業場の所在地	掛川市菖蒲ヶ池1番地の1
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療、福祉
② 事業の規模	ベッド数 500床(一般496床、感染症4床)
③ 従業員数	1,185人(令和4年4月1日)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1 感染性産業廃棄物 患者の治療行為にて感染性の注射針、メス、脱脂綿等排出 ↓ 専用のプラスチック容器、専用のダンボール箱に入れ、保管庫にて保管 ↓ 収集運搬業者及び処理業者に委託(焼却) 2 引火性廃油(キシレン、アセトン、メタノール) 臨床検査室の病理検査部門にて採取した組織を標本にする過程で使用 検体検査室の血算機器で使用する標本カセットの洗浄で使用 ↓ 専用の一斗缶容器に入れ、保管庫にて保管 ↓ 収集運搬業者及び処理業者に委託(焼却)

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
(管理体制図)				
管理責任者		中東遠総合医療センター 院長 宮地 正彦		
廃棄物担当課		管理課		
役割	管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理方法の策定 ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 		
	廃棄物管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理計画の策定 ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・ 処理業者選定及び管理 ・ 委託契約の締結 ・ 監督官庁への各種報告 ・ そのほか関係する事項 		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物	廃酸・廃アルカリ
	排出量	215.19 t	1.69 t	0.009 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の適正処理を確保するために、関連する法令、規則を遵守するとともに行政の環境施策への協力を努めた。 ・ 処理業者に委託している廃棄物の処理において、電子マニフェストを採用し、収集運搬から最終処分にいたるまでの状況の迅速かつ的確な管理に努めた。 ・ 廃棄物の処理実績の詳細な記録を取った。 			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物	
	排出量	213.04 t	1.67 t	
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き上記①現状の（これまで実施した取組）を継続する。 ・ 病床利用率が平成29年度89.5%、平成30年度86.9%、令和元年度82.9%、令和2年度71.7%、令和3年度75.4%と、昨年度は若干増加したが、ここ数年のデータを確認すると減少傾向にあるため、分別を徹底することにより前年度比1%減を目標とする。 			
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項				
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染性廃棄物と非感染性廃棄物とに区別し適正な容器に収集する。 ・ 可燃性廃棄物と不燃性廃棄物とに区別し適正な容器に収集する。 			
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 「廃棄物処理マニュアル」（中東遠総合医療センター院内感染対策マニュアル内）の「医療廃棄物処理フロー」のとおり分別収集を徹底する。 			

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物	廃酸・廃アルカリ
	全処理委託量	215.19 t	1.69 t	0.009 t
	優良認定処理業者への処理委託量	139.62 t	1.69 t	0.009 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	75.57 t	t	t
(これまでに実施した取組) ・収集運搬及び処分を行う区域・管轄の都道府県・政令市の許可証を持つことはもとより、掛川市等の入札参加登録者名簿に登載等されているなど、信頼のおける業者を第一前提とし、電子マニフェストの利用可能を条件に加え、入札により業者を選定した。(契約は複数年で、令和7年3月まで) これにより、年度替わりの煩雑の中でも、早期着手が可能で、現場状況に精通のため適切な施行が確保でき、処理が滞りなく行われている。				

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
	全処理委託量	213.04 t	1.67 t
	優良認定処理業者への処理委託量	138.22 t	1.67 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	74.82 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・分別を徹底し、適正に処理をするよう呼びかけを行う。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	216.889 t	
	(今後実施する予定の取組等) 開院当初（平成25年3月）から電子マニフェストを導入し、現在も運用している。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。